調達要求番号：６NMD１AK０１５８

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書

物品番号		仕　様　書　番　号	
多賀城駐屯地公務員宿舎浴室建具交換役務		９６	
		作　　成	令和　８年　９月　　９日
		変　　更	令和　　年　　月　　日
		作成部隊等名	多賀城駐屯地業務隊厚生科

１　総　則

(1)　役務名称

多賀城駐屯地公務員宿舎浴室建具交換役務

(2)　実施場所

宮城県多賀城市高崎３丁目多賀城駐屯地公務員宿舎

(3)　適用範囲

本仕様書は、「多賀城駐屯地公務員宿舎浴室建具交換役務」について適用する。

２　共通事項

(1)　役　務

本役務は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」（最新版）により、本仕様書に記載なき事項でも、当該構造物の機能保持上当然必要な技術上の処理は請負者において行うものとする。

(2)　疑　義

本仕様書との内容に相違がある場合及び明示ない場合又は疑義を生じた場合は、すべて監督官と協議する。

(3)　現場管理

ア　整理整頓

現場では、常に諸材料の整理整頓、その他清掃を行い、火災等の事故防止に努め、完了に際しては、現場の跡片付け清掃を行う。

イ　安全管理

出入口及び危険性のある場所等には、危険表示等の処置を行う。

労働安全衛生規則の定めるところにより、十分な安全管理対策を行い災害の未然防止を図る。

ウ　その他

(ｱ)　その他官側の諸規則、指示に従い作業を遅滞なく行う。

(ｲ)　電気・水道は請負者の負担において準備する。

(4)　保　全

現場及び許可された場合以外への無断立ち入り等は厳禁とする。

(5)　発生材の処理

発生材のうち金属類は監督官の指定する場所に運搬集積し、発生材調書を提出するものとする。

(6)　検　査

本役務終了後、請負者立会いのうえ、監督官が指定した日時に行う。

(7)　事故及び損害

本役務において請負者の故意又は過失により生じた事故及び損害は、すべて請負者の責任において速やかに補償・修復するものとする。

３　特記事項

作業内容

(1)　折れ戸交換作業

折れ戸　２５台　交換

(2)　交換場所

本役務の交換場所は公務員宿舎の入居中及び空室部屋の浴室であるため、入居中の場所については官側と入居者との調整日を優先して施工を実施する。又、入居者との調整上余裕を持って施工日は複数日を設定する事。

(3)　その他

取り外した建具は、請負者が処分するものとする。

(4)　提出書類一覧

ア　着手届
イ　現場代理人等指名通知書
ウ　下請負業者設定等通知書
エ　工程表
オ　役務日報
カ　打合せ簿
キ　役務写真
ク　完了届
ケ　その他官側が求める資料